

川崎区役所及び支所の 機能・体制等に関する基本方針 (案)

令和2(2020)年 月
川 崎 市

川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)について

本市では、平成21(2009)年3月に「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編 実施方針」を策定し、効率的で利便性の高いサービスの提供を目指して、出張所の届出受付窓口の区役所への集約や地域振興・市民活動支援機能の整備・充実などの取組を進めてきました。

また、平成30(2018)年3月には、区役所や支所・出張所等を取り巻く状況変化を踏まえて、実施方針を改定し、「区役所と支所・出張所等の機能再編実施方針改定版」を策定しました。実施方針改定版では、今後の取組として、「支所を含めた川崎区全体の機能・体制の検討」や「支所庁舎等の整備の検討」等を位置付けています。

川崎区では、児童虐待相談・通告件数や高齢者単身世帯、要介護認定者等が他区と比較して非常に高く、増加傾向にあります。本市として、このような方々への積極的な支援を行っているものの、より専門的かつ機動的な対応が求められる場合があり、川崎区の支援体制の見直しが必要となっています。また、川崎区では、区内を3つの管区に分けて、管区ごとに業務を取り扱う体制となっていますが、これにより、他区にはない業務の非効率性や窓口体制の分かりにくさが生じていることに加え、支所や地区健康福祉ステーションにおいては、事務処理件数が区役所よりも少ないとから、職員の配置人数が少なく、安定的な窓口サービスの提供という点で課題を抱えている状況などがあります。

この度、これらの課題への対応について、庁内で検討を進めてきた結果を、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針(案)」として取りまとめましたので、市民説明会やパブリックコメント手続を通して、広く市民の皆様からの御意見を募集いたします。

今後、市民の皆様からいただいた御意見を踏まえ、(案)に更なる検討・調整を加え、令和2(2020)年3月には、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」を策定・公表していく予定です。

目 次

第1章 基本方針(案)について	1
1 目 的	1
2 基本方針(案)策定の背景	1
3 これまでの経過	2
4 総合計画・行財政改革プログラムにおける基本方針(案)の位置付け	3
第2章 川崎区について	4
1 川崎区の成り立ちや特徴	4
2 川崎区の概要	4
(1) 地 形	4
(2) 人口構成、将来人口推計、人口密度	4
(3) 福祉等に関する統計	6
(4) 主な公共施設	7
(5) 主な公共交通等	8
第3章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションについて	11
1 法令等における位置付け	11
(1) 区役所	11
(2) 支 所	11
(3) 地区健康福祉ステーション	11
2 庁 舎	12
3 所管区域	13
4 取扱業務	14
(1) 主な取扱業務の内容	14
ア 戸籍・住民基本台帳・マイナンバー	14
イ 国民健康保険・国民年金・介護保険・後期高齢者医療	14
ウ 児童家庭支援・高齢者支援・障害者支援	15
エ 生活保護	15
オ 保健・健康づくり	15
カ 公衆衛生・動物	16
キ 地域包括ケアシステムの構築	16
ク 市税関係証明書発行	17
ケ 町内会・自治会支援などの地域振興・市民活動支援	17
コ 防災・交通安全・防犯	17
サ 道路・公園の維持管理	17
シ 生涯学習支援	18
ス 地域課題対応事業	18

セ その他	18
(2) 川崎区役所と支所・地区健康福祉ステーションにおける主な取扱業務の比較	19
(3) 主な手続等における特徴	19
5 職員配置	24
(1) 区別職員数	24
(2) 職種別職員数(川崎区)	25
第4章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの課題	26
1 組織・体制における課題	26
(1) 保健・福祉分野における専門的・機動的な支援体制の構築	26
(2) 3管区に業務が分散していることによる非効率な状態等の見直し	27
2 これまでの本市の取組を踏まえた課題	29
(1) 地域の活動の場の確保	29
(2) 地域防災機能の強化	29
(3) 地域包括ケアシステム構築における地域づくりと地域振興業務の連携	30
3 庁舎に関する課題	30
第5章 川崎区役所及び支所・地区健康福祉ステーションの今後の方向性	31
1 機能・体制等の再編に向けた基本的な考え方	31
2 川崎区役所の機能・体制及び庁舎についての考え方	32
(1) 機能・体制についての考え方	32
ア 保健・福祉分野における専門的・機動的な保健・福祉サービスの提供体制の構築	32
イ 3管区に分散している業務の非効率性等の解消	34
(2) 庁舎についての考え方	34
3 支所・地区健康福祉ステーションの機能・体制及び庁舎についての考え方	35
(1) 機能・体制についての考え方	35
ア 地域住民組織や社会福祉団体の団体事務や活動支援の実施、支援策の拡充の検討	35
イ 「身近な活動の場」や「地域の居場所」としての活用の検討	35
ウ 地域防災力向上に向けた体制や支所の防災上の活用の検討	36
エ その他	36
(2) 庁舎についての考え方	37
第6章 令和2(2020)年度の取組	38
1 今後の検討事項	38
2 市民意見の把握	38
3 「(仮称)川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する実施方針」の策定	38
4 支所庁舎整備に向けた取組	39
第7章 今後のスケジュール	40
資料編	41
【参考】平成30(2018)年度 支所庁舎等の基礎調査結果(概要)	49

